

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度西淀川区コミュニティ育成事業業務委託

2 契約の相手方

一般財団法人大阪市コミュニティ協会
理事長 大垣 純一

3 随意契約理由

本事業は、区民や市民活動団体、企業等西淀川区に関わる様々な方との協働によりイベントやスポーツ大会等を開催し、多くの区民が参加し交流できる場を提供することで地域コミュニティの活性化に寄与することを目的とする。

区民や市民活動団体、企業等の多種多様なニーズに応えるための高度な知識・技術や創造力、構想力、ノウハウや応用力が要求される業務等であり、最も適切な提案した事業者からの提案内容に基づいて仕様を作成し、業務を委託した方が優れた成果を期待できるため、公募型プロポーザル方式により請負業者の選定を行うこととした。

令和6年2月22日開催の学識経験者の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、上記業者の企画提案内容が優れており、本事業委託契約相手方として十分適しているとのことであったため、その意見を踏まえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

西淀川区役所地域支援課
(電話番号06-6478-9734)